



暮らしの情報ボックス

議会事務局
町議会第2回定例会のお知らせ

第2回の定例会は、6月26日(月)午前9時30分から2日間の日程で開会を予定しています。
今回の議会では、一般質問をはじめ一般会計等の補正予算の審議なども行われますので、多くの皆様の傍聴をお待ちしています。



税務住民課環境衛生係
犬の登録・狂犬病予防注射実施のご案内

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法で生涯に一度の登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務付けられています。
犬の新規登録と狂犬病予防注射を実施しますので、まだお済みでない場合は、この機会に必ず受けるようにお願いします。

企画総務課総務係
平成17年度情報公開請求等の実績について

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、平成17年度中に申請があり、公開した文書は次のとおりです。
《情報公開条例関係》
・申請 2件
・公開 2件



特別対策室写真の町推進係
写真甲子園2006町民ボランティア募集のお知らせ

6月22日の初戦審査会を勝ち抜いた全国8ブロックの代表14校による第13回写真甲子園本戦大会が7月25日(火)から28日(金)までの間、本町を始め、美瑛町・上富良野町を舞台に熱戦が繰り広げられます。

実施日 6月17日(土)9時~12時
場所 東川町保健福祉センター1横

料 金 犬の新規登録料3,000円、狂犬病予防注射3,040円
犬のフンによる苦情が多く寄せられています。犬を散歩させるときは、フンを持ち帰るための袋を持ち、必ず持ち帰りましょう。



税務住民課住宅下水道係
特定公共賃貸住宅の入居者を募集します

受付期間 6月1日(木)~23日(金)
受付場所 税務住民課住宅下水道係窓口(役場庁舎1階4番窓口)
募集戸数 2戸
持ち物 印鑑・平成17年1月から12月までの所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票)納税証明書、その他必要と認める書類

つきましては全国から集まる高校生を町民あげて歓迎し、さらにはお世話する「町民ボランティア」を募集しています。
町民ボランティアとしてご協力の希望がありましたら6月20日(火)までに事務局へご応募願います。



企画総務課総務係
旭川地方・家庭裁判所よりお知らせ

民事調停は、民事訴訟と並ぶ民事に関する紛争の解決方法の一つで、当事者同士が話し合い、お互いが譲り合って紛争を解決することを目的とした制度です。手続きは非公開で、誰でも安心して行うことができます。
この民事調停には、民間から選ばれた良識のある調停委員が手続きに関与しています。調停委員は、公正中立を旨とし、双方の言い分を十分に聴き、当事者の合意に向けたあつせんをし

(80.9㎡)1戸(2階)5万5,700円~7万3,500円
住宅の建築年・構造・設備等

平成10年・鉄筋コンクリート造2階建、浴室(ユニットバス付き)、物置付き、駐車場1台
入居資格 町内に住所または勤務地を有する方および本町に居住を希望されている方で、次の要件に該当する方
同居、または同居しようとする親族のいる方

世帯の収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方又は、入居後所得の上昇が見込まれる方(200,001円~601,000円以下)
状況によって変わる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

単身者用特定公共賃貸住宅
募集団地 アヴニール
場所 西町1丁目9番
間取り・戸数・家賃 1LDK(38.1㎡)・1戸(2階)・3万800円~4万7000円
住宅の建築年・構造・設備等
平成11年・鉄筋コンクリート造2階建、浴室(ユニットバス付き)、オール電化住宅、物置付き、駐車場1台
家賃の他温水器、暖房機、調理器のリース料3,360円が別途必要になります。
入居資格 町内に住所または勤務地を有する方および本町に居住を希望されている方で、次の要件に該当する方
昭和31年4月2日以降に生まれた方
収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方又は、入居後所得の上昇が見込まれる方(200,001円~601,000円)

民事調停を扱う簡易裁判所の窓口には、民事調停に関する各種リーフレットのほか、よくあるトラブルのパターンに応じた調停申立書のひな型が備え付けられ、手続きに関する相談や説明も行われていますので、特別の法律知識がなくても簡単に民事調停を申し立てることが出来ます。
裁判所ウェブサイト
http://www.courts.go.jp/

幼児センター(ももんがの家)
鯉のぼり町民から寄贈

毎年5月5日子どもの日に園児達の幸せを願って鯉のぼりを上げてきましたが、傷みがひどく数が少なくなってきましたので、町民の方々に鯉のぼりの寄贈をお願いしていたところ、多くの町民よりご寄贈いただき園庭に沢山の鯉のぼりをあげる事ができました。
園児たちは、園庭で遊ぶた



元気に泳ぐ鯉のぼり

石狩川水防公開演習
平成18年度
集まろう、いざ演習会場へ。高めよう、地域の防災力!
6月17日(土) 午前9:00~11:45

旭川市永山町流通団地地先
(石狩川秋月橋上流左岸地先)
Map showing the location of the site.

要件に該当する方
詳細はお問い合わせください。
選考方法 公営住宅等入居者選考委員会を開催し入居者を決定します。
上記委員会で決定されなかった場合は公開抽選会を開催します。

違法駐車取締りはこう変わります

車両の使用者を対象とした「放置違反金」の制度が導入されます。

放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合には、その車両の使用者に対して、放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられます。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間、車両の使用制限が命令されます。



確認標章

民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行います。

民間の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両に確認標章を取り付けます。(確認標章の取り付けは警察官も行います。)
駐車監視員は、地域住民の意見・要望等を踏まえて策定・公表されたガイドラインの定める場所・時間帯を重点に活動します。



駐車監視員の記章

駐車監視員とは、公安委員会の登録を受けた民間の法人のうち、警察署長から放置車両確認事務の委託を受けた法人に所属する有資格者のことで、業務執行中は公務員とみなされ、駐車監視員に対する暴力や脅迫などの妨害には、公務執行妨害罪が適用されます。

※平成18年度については札幌市内9警察署で実施します。平成19年度以降は、都市部を中心に拡大する予定です。

悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まります。

1台1台の駐車は短時間でも、そのような駐車が横行すれば、交通の大きな妨げとなるほか事故の原因にもなります。
そこで、放置駐車違反の車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章を取り付けることとし、安全で円滑な交通の実現を図ります。



放置違反金を納付しないと車検が受けられなくなります。

放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車検手続きが完了できなくなります。

問い合わせ先:北海道警察本部交通指導課駐車対策センター
電話 011-251-0110(内線5262~5265,5272~5275)

北海道警察本部交通部

~ 愛する人を、愛する大地を守っていく、北海道交通警察 ~